丹波栗 (生栗) 売払い契約仕様書

1 内容

丹波栗(生栗)売買契約の3件(その①、その②及びその③:以下項目4参照のこと。それぞれ別件契約とします。)

- ・見積書の提出にあたっては、それぞれ別葉とすること。なお、1件のみなど 個別の見積提出も可能であるが、そのときはその旨明記すること。
- 2 引渡日時

優先交渉権者決定日以降、令和6年10月25日(金曜日)まで。 なお、詳細は別途調整します。

3 引渡場所

原則、京都府農林水産技術センター(京都府亀岡市余部町和久也9)

4 品名及び数量等

品 名:丹波栗 (その①、その②、その③)

品質及び数量: 生栗 (鬼皮付)

契約その①: ポロタン健全果(3L) 30kg

契約その②: ポロタン健全果(2L) 20kg

(その①、②は収穫後、氷蔵庫にて保管しています。)

契約その③:ポロタン端物(水沈み分)70kg

品 種:ポロタン

生産地:京都府農林水産技術センター森林技術センター内(京都府和知町)

5 売買代金の支払い

買受者は京都府所定の納入通知書に記載の期限までに代金を支払う。

6 その他

- (1)売買物品の現物を事前確認したい者は、日程等調整の上、現地で見ることも可能とする。また、場合によっては一部抽出のサンプルを示すことも可能。
- (2) 売買物品は、原則現状のまま引き渡すこととする。
- (3) 引渡しに伴う積込、運搬等に係る一切の費用は買受者の負担とする。 また、梱包物等の有価物以外については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」その他関係法令の規定を遵守し、適正に処理するものとする。なお、これ に係る一切の費用は買受者の負担とする。
- (4) 売買物品の性質上、変質等が発生することがあるが、当方に明らかな過失がある場合を除き、一切のクレーム及び返品は認めない。
- (5)以上のことを了承したうえでのみ、見積り合わせに参加することができる。